

令和8年度 主任介護支援専門員研修費補助制度

刈谷市では、より専門性の高い介護人材の育成に向けて、事業者が行う取組を支援し、介護支援専門員の能力の継続的な向上を図るため、市内の居宅介護支援事業所等が、その所属の介護支援専門員が受講する研修費用を負担した場合、一定の要件を満たす事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象となる研修（以下「研修」という）

- ・ 主任介護支援専門員研修
 - ・ 主任介護支援専門員更新研修
- ※主任介護支援専門員研修指定実施機関が実施するもの



補助を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という）

次の要件をいずれも満たす事業者

- ・ 市内に居宅介護支援事業所または地域包括支援センターを有する法人
- ・ 市税を滞納していないこと

補助対象となる条件

- ・ 補助対象事業者が有する市内の事業所で勤務する介護支援専門員が研修を受講し、修了したもの。
（研修開始から修了までが同一年度であること。）
- ・ 補助対象事業者が、当該研修の受講料を全額負担するもの。
（※個人で受講料を負担したものは対象となりません）
- ・ 研修の修了した日から、5年以上市内の事業所において雇用すること。

補助金の額

- ・ 受講料に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）

【問合せ先】

刈谷市役所 長寿課 介護保険企画係

電話 : 0566-62-1013 (直通)

FAX : 0566-24-2466

メール : choujyu@city.kariya.lg.jp



補助金の申請手続きの流れ

申請者

(市内に居宅介護支援事業所または地域包括支援センターを有する事業者)

申請書

添付書類

① 交付申請 研修の開始の日までに申請

- ・ 受講者を5年以上雇用する旨の誓約書

交付決定
通知書

② 交付決定通知

※ 交付申請後、10日ほどで通知します。

③ 研修の修了

実績報告書
兼請求書

添付書類

④ 実績報告 研修修了後90日以内に報告

(※) 研修の修了日から起算して90日を経過する日より年度の末日
(3月31日)の方が早い場合は、年度の末日までに報告。

- ・ 受講料の支払を証する書類の写し
(補助対象事業者が受講料を負担したことがわかるもの)
- ・ 補助対象となる研修の修了証書の写し

⑤ 補助金の交付

- ※ 実績報告後、3~4週間後に振込みます。
- ※ 振込みに際して、通知等はありません。

刈谷市役所
長寿課

★ 交付申請及び実績報告は、原則、あいち電子申請・届出システムをご利用ください。★

あいち電子申請・届出システムはこちら

